

○衛生上必要な措置基準

項目	基準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は、清潔に保つこと。(法9(8)条1号)
消毒を要する器具等	<p><b>【消毒を要する器具】</b></p> <p>1 皮膚に接する布片</p> <p>2 皮膚に接する器具(クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけとり、かみそり等)</p> <p>※皮膚に接する布片は客1名ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は客1名ごとにこれを消毒すること。(法9(8)条2号)</p> <p><b>【消毒方法(施行規則25条)】</b></p> <p>1 かみそり(頭髪切断専用のもを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの(疑いのあるものを含む。)</p> <p>① 煮沸消毒(沸騰後、2分間以上煮沸)</p> <p>② エタノール消毒(76.9~81.4%水溶液に10分間以上浸す。)</p> <p>③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒(0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。)</p> <p>2 1記載以外の器具</p> <p>① 紫外線消毒(85μW以上/cm<sup>2</sup>、20分間以上照射する。)</p> <p>② 煮沸消毒(沸騰後、2分間以上煮沸)</p> <p>③ 蒸気消毒(80℃以上の湿熱に10分間以上触れさせる。)</p> <p>④ エタノール消毒(76.9~81.4%水溶液に10分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。)</p> <p>⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒(0.01%以上の水溶液に10分間以上浸す。)</p> <p>⑥ 逆性石鹼消毒(0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。)</p> <p>⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒(0.05%以上の水溶液に10分間以上浸す。)</p> <p>⑧ 両性界面活性剤消毒(0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。)</p>
作業着	清潔な作業衣を着用すること。(条例3条1項1号)
手指消毒	手指の爪は常に短くし、客1人ごとに手指を消毒すること。(条例3条1項2号)
顔そり用(理容)毛そり用(美容)石けん液	客1人ごとに新しいものを使用すること。(条例3条1項3号)
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。(条例3条1項4号)

法：理・美容師法  
 施行規則：理・美容師法施行規則  
 条例：福山市理・美容師法施行条例